

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十六号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

### 三 作業地域

入間市大字南峯、寺竹地内

### 四 作業期間

令和四年十月十三日から令和五年三月十日まで